

八王子市国民保護計画の変更について

1 報告趣旨

東京都が令和7年(2025年)6月に変更した「東京都国民保護計画」を踏まえ、八王子市の国民保護計画を変更するため、素案をとりまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画の概要

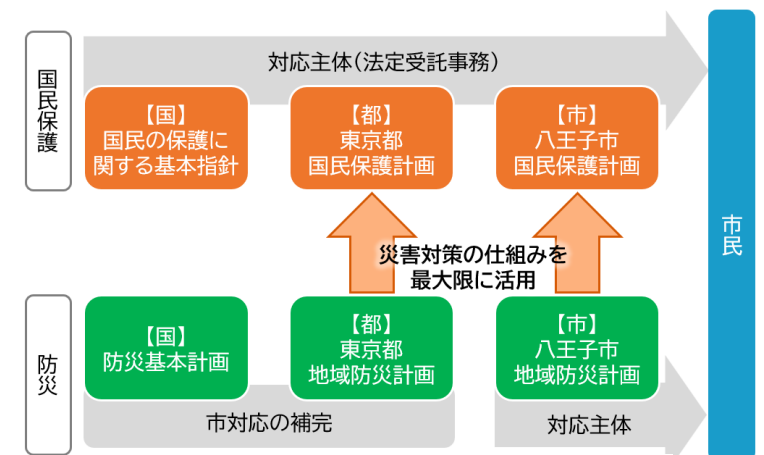
ア 計画の位置づけ

国民保護法第35条に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態において、八王子市が法定受託事務として実施する国民保護措置を定めた計画である。

イ 変更の考え方及び主な変更内容

(ア) 変更の基本的な考え方

国民保護に関する業務は法定受託事務という性質を踏まえ、国の指針や都の計画で示す内容に従って変更する。



国民保護計画の位置づけ(防災との関係)

(イ) 主な変更内容

- a 東京都国民保護計画に倣い、武力攻撃事態等に対する平素からの備えの前に、具体的な対処を記載する計画構成へ変更
- b 武力攻撃事態等に対し迅速かつ円滑に対処するため、実施体制及び各国民保護措置の実施内容を、災害対策の仕組みを活用して整理
- c 武力攻撃事態等が発生した際の対応などに関する市民への普及・啓発や、市民への協力要請について記載を充実
- d 組織改正に伴う変更や文言整理、統計数値の年次修正に伴う変更

(2) 計画の素案及び概要版

別紙1「八王子市国民保護計画（素案）」

別紙2「八王子市国民保護計画の変更概要について」

(3) パブリックコメント手続の実施

- ア 期 間 令和7年（2025年）12月1日（月）から令和8年（2026年）1月5日（月）まで
- イ 周知方法 広報はちおうじ12月1日号、市ホームページ、防災情報メール
- ウ 閲覧場所 防災課、市役所本庁舎1階市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター、市ホームページ
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、防災課窓口への提出

(4) 今後のスケジュール

- 令和7年（2025年）12月 八王子市国民保護協議会への意見照会
- 令和8年（2026年）2月 八王子市国民保護協議会への諮問
東京都との協議
- 3月 公表